

## 長野市社会福祉審議会の委員定数の見直しについて

市では、行政改革の推進を図ることを目的として各審議会の運営等を見直しを行っています。当審議会についても、「審議会等の設置及び運営等に関する指針」(以下「指針」という。)に基づき、次のとおり、委員定数の見直しを予定しております。

## 1 審議会等の設置及び運営等に関する指針

指針は、審議会等の透明性・効率性を高め、開かれた市政の一層の推進に資するため、審議会等の適正な設置及び公正かつ円滑な運営等に関し、平成19年4月1日に定められたもの。

## 2 見直し後の委員定数

指針の「4 委員の定数」に基づき、委員定数を次のとおりとします。

| 区 分  | 現行委員定数 | 見直し後委員定数 |
|------|--------|----------|
| 本 会  | 40人    | 24人      |
| 各分科会 | 20人    | 15人      |

## 3 実施時期

平成20年4月1日(現委員の任期満了後)